



議案第四号

二級河川の指定について
鳥取県知事から別紙写のとおり諮問があつたので、次のとおり回答する。

昭和四十一年一月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅己

記

二級河川の指定について

昭和四十一年一月七日付発河第一号をもつて、鳥取県知事より諮問のあつた次の河川は二級河川に指定することに異議がない。

一 河川の名称 竹田川筋 賀茂川

二 河川法第五條の指定を受けようとする区間

1. 下流地点

(右岸) 東伯郡三朝町大字小河内字岩土二三四番

(左岸) 東伯郡三朝町大字小河内字木戸河原九四三番

2. 上流地点

(右岸) 東伯郡三朝町大字柿谷字治平田一二六〇番

(左岸) 東伯郡三朝町大字柿谷字太郎田屋敷一二六六番

昭和四拾壹年壹月露四日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄



発 河 第 / 号

昭和41年/月7日

三 朝 町 長 坂 出 雅 己 殿

鳥 取 県 知 事 石 破 二 郎

二 級 河 川 の 指 定 に つ い て (諮 問)

別紙河川を二級河川として指定したいので、河川法(昭和39年法律第167号)第5条第4項の規定により、貴職の御意見を伺います。

なお貴職の御意見には、貴町議会の議決を必要としますので議決書の写を添えて2月5日までに出してください。